



通知事項

- ライセンスに関する通知
- 表記規則
- 電子放射に関する通知
- 騒音発生レベル
- 廃電気電子機器（WEEE）指令
- レーザーについて

ライセンスに関する通知

プリンタに常駐するソフトウェアには、Lexmark が開発し著作権を保有するソフトウェアが含まれています。

その他にも、以下のソフトウェアが含まれる場合があります。

- GNU General Public License version 2 および/または GNU Lesser General Public License version 2.1 に基づいて Lexmark が変更を加え使用許諾を受けたソフトウェア
- BSD ライセンスに基づいて使用許諾を受けたソフトウェア
- その他のライセンスに基づいて使用許諾を受けたソフトウェア

確認したいドキュメントのタイトルをクリックしてください。

 [BSD License and Warranty statements](#)

 [GNU General Public License](#)

 [その他のライセンス](#)

これらのサードパーティのライセンスに基づいて Lexmark が変更を加えたサードパーティ製ソフトウェアはフリーウェアです。お客様は、このライセンスの条項に基づいて、ソフトウェアを再配布または変更することができます。これらのライセンスは、Lexmark が著作権を保有するこのプリンタ内のソフトウェアに対するいかなる権利も使用者に対して与えるものではありません。

Lexmark が変更を加えた第三者がライセンスを保有するソフトウェアは保証対象外であるため、Lexmark が変更したバージョンの使用も同様に保証対象外として提供されます。詳細については、適用されるライセンスの保証免責条項を参照してください。

GNU ライセンスソフトウェアのソースコードファイルを入手するには、テクニカルサポートにお問い合わせください。

製品で開示する必要のあるソースコードについては、説明書類 CD 内のディレクトリ en¥OpenSource¥APSL を参照してください。

表記規則

メモ： メモは、役立つ情報を示します

注意： 注意は、人体に危害を及ぼす可能性のある場合を示します。

警告： 警告は、製品本体またはソフトウェアに障害を与える可能性のある場合を示します。

静電気感知に関する通知



注意： このマークは、静電気に敏感な部品であることを示します。このマークの周辺に触れる前に、プリンタの金属フレームに触れてください。

電子放射に関する通知

Federal Communications Commission (FCC) compliance information statement

The printers, Types 5022 and 4926, have been tested and found to comply with the limits for a Class B digital device, pursuant to Part 15 of the FCC Rules. Operation is subject to the following two conditions: (1) this device may not cause harmful interference, and (2) this device must accept any interference received, including interference that may cause undesired operation.

The FCC Class B limits are designed to provide reasonable protection against harmful interference in a residential installation. This equipment generates, uses, and can radiate radio frequency energy and, if not installed and used in accordance with the instructions, may cause harmful interference to radio communications. However, there is no guarantee that interference will not occur in a particular installation. If this equipment does cause harmful interference to radio or television reception, which can be determined by turning the equipment off and on, the user is encouraged to try to correct the interference by one or more of the following measures:

- Reorient or relocate the receiving antenna.
- Increase the separation between the equipment and receiver.
- Connect the equipment into an outlet on a circuit different from that to which the receiver is connected.
- Consult your point of purchase or service representative for additional suggestions.

The manufacturer is not responsible for any radio or television interference caused by using other than recommended cables or by unauthorized changes or modifications to this equipment. Unauthorized changes or modifications could void the user's authority to operate this equipment.

Note: To assure compliance with FCC regulations on electromagnetic interference for a Class B computing device, use a properly shielded and grounded cable such as Lexmark part number 1329605 for parallel attach or 12A2405 for USB attach. Use of a substitute cable not properly shielded and grounded may result in a violation of FCC regulations.

Any questions regarding this compliance information statement should be directed to:

Director of Lexmark Technology & Services

Lexmark International, Inc.

740 West New Circle Road

Lexington, 40550

(859) 232-3000

Industry Canada compliance statement

This Class B digital apparatus meets all requirements of the Canadian Interference-Causing Equipment Regulations.

Avis de conformité aux normes de l'industrie du Canada

Cet appareil numérique de la classe B respecte toutes les exigences du Règlement sur le matériel brouilleur du Canada.

EC 勧告への準拠

本製品は、一定の電圧以下で使用するよう設計された電気製品、無線機器、および電気通信端末機器の電磁適合性と安全性に関する参加国の法律の擦り合わせと調整について、EC 審議会勧告 89/336/EEC、73/23/EEC の保護要件に適合しています。

この勧告要件への遵守宣言は、フランス Boigny にある Lexmark International, Inc., S.A. の製造担当取締役および技術サポート部門により署名されています。

本製品は、EN 55022 のクラス B 制限、および EN 60950 の安全要件を満たしています。

英国電気通信法 1984

本機器は、承認番号 NS/G/1234/J/100003 のもとに、英国の公共電気通信システムに間接的に接続することを承認されています。

日本の VCCI 規定

製品にこのマークが表示されている場合は、次の要件を満たしています。



この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(VCCI)の基準に基づくクラスB情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。取扱説明書に従って正しい取り扱いをしてください。

韓国の MIC に関する記述

製品にこのマークが表示されている場合は、次の要件を満たしています。



이 기기는 가정용으로 전자파적합등록을 한 기기로서 주거지역에서는 물론 모든 지역에서 사용할 수 있습니다.

この機器は、家庭用品としての EMC 登録を受けています。住宅地域を含むあらゆる地域で使用できます。

騒音発生レベル

ISO 7779 に基づく以下の測定が実施され、ISO 9296 に準拠することが報告されました。

距離 1 m での平均音圧 (dBA)	すべての機種
印刷中	55 dBA
アイドリング中	34 dBA

消費電力

次の表に、本機の電力消費特性を示します。

モード	説明	消費電力
印刷中	ハードコピー出力を生成中	350 W
電力節約	エネルギー節約モード	15 W (手差しフィーダスロット搭載機種)
		17 W (多目的フィーダ搭載機種)
		16 W (手差しフィーダスロット搭載ネットワーク対応機種)
		18 W (多目的フィーダ搭載ネットワーク対応機種)

上記の表に示されている電力消費レベルは、時間的平均測定値です。瞬間的な電力は、この平均値を大きく上回る場合があります。

電力規制に関する通知

警告： 電力サージにより、AC 電源に接続された機器が破壊する場合があります。プリンタを以下の表に示す範囲を超える電圧で操作する場合は、適切な定格の認可済みの電力調整機器（電圧安定器や UPS 機器など）をプリンタの電源に接続する必要があります。電力サージにより発生した障害は保証対象外です。

通常の電圧範囲	最大電圧範囲
AC 100V ~ 110V	AC 90V ~ 117V
AC 110V ~ 127V	AC 99V ~ 134V
AC 220V ~ 240V	AC 198V ~ 254V

総消費電力

プリンタの総消費電力の計算が必要になる場合があります。消費電力はワット単位で示されているので、総消費電力を計算するには、プリンタの各モードでの消費電力に使用時間を乗じます。プリンタの総消費電力は、各モードでの消費電力の合計です。

廃電気電子機器 (WEEE) 指令



WEEE のロゴは、ヨーロッパ連合諸国内での電気製品に関する特定のリサイクルプログラムおよび手順を示します。弊社は、製品のリサイクルを奨励しています。リサイクルオプションに関する質問がある場合は、プリンタの購入先に問い合わせてください。

レーザーについて

本機は、米国においてクラス I (1) レーザー製品に対する DHHS 21 CFR Subchapter J の要件に準拠し、その他の国では IEC 60825-1 の要件に準拠するクラス I レーザー製品として認可されています。

クラス I レーザー製品は、危険性がないとみなされています。本機には、クラス IIIb (3b) レーザーが内蔵されています。これは、770 ~ 795 ナノメートルの波長で動作する定格 5 ミリワットのガリウムヒ素レーザーです。レーザーシステムとプリンタは、通常の操作、ユーザーによるメンテナンス、または所定のサービス条件の下で、ユーザーがクラス I レベルを超えるレーザー放射に絶対にさらされないように設計されています。